

第4回技術調査の配点基準

(1) 配点は「積算結果(帳票)」を対象とし、「(2)と(3)の合計」とする。

(2) 下記①～④の合計ポイント数をもって満点(100%)とする。

①積算情報

- ・積算システム入力における「システム鏡(1)」、「システム鏡(2)」の配点ポイント(平成26年11月27日付けで送付した「第4回技術調査条件一覧表」参照)のとおり。

②本工事費内訳表

- ・「数量」欄に入力した数量の値を1ポイントとする(但し、計算数量において1式と入力している箇所は除く)。
- ・「単価」欄に引用する「施工単価」「材料単価」「労務単価」を1ポイントとする。

③単価表(明細表)

- ・「施工単価」については、入力すべき施工条件が全て合致する場合のみ、当該条件数と同数のポイントとする。

④登録単価

- ・施工単価に取り入れる登録単価については、登録1つにつき1ポイントとみなす。但し、施工単価においては、この登録単価を含めた施工条件が全て合致することが必要である。

⑤その他

- ・ポイント数の内訳
数量：111、施工単価：64、施工単価条件：230(登録単価14、間接費調整2を含む)、積算情報：18、合計423ポイント
- ・登録単価については、下記のとおり最低限の規格を記載すること。なお、内訳表の流れの中で規格等がわかる場合は支障ないものとする。
 - (イ) RCボックスカルバート：T-25、寸法(幅・高さ)
 - (ロ) 自由勾配側溝：縦断用または横断用、寸法(幅・高さ)
 - (ハ) 自由勾配側溝用ふた：車道用500用、寸法(幅・長さ)
 - (ニ) ますふた用グレーチング：T-14、1000×1000用
 - (ホ) 歩車道境界ブロック：両面、C種、寸法

(3) 下記①～④の合計ポイント数を減点する。

①積算情報

- ・積算システム入力における「システム鏡(1)」、「システム鏡(2)」の配点ポイント対象外項目で、条件一覧表どおりに入力していない場合は、各項目1ポイントずつ減とする。

②工事総括表の概要取込

- ・ 不必要な回答が追加されている場合は、1行につき1ポイント減とする。

③本工事費内訳表

- ・ 「数量欄」で「1式」と入力する箇所に入力ミスがあった場合は、1ポイント減とする。
- ・ 「単位欄」に入力ミスがあった場合は、1箇所につき1ポイント減とする。
- ・ レベル1～5の入力項目において、レベル及び内容のミスがあった場合は、1行につき4ポイント減とする。
- ・ レベル6の入力項目において、レベル及び記載ミスがあった場合は、4ポイント減とする。
- ・ 不必要な回答が追加されている場合は、1行につき4ポイント減とする。

④単価表（明細表）

- ・ 特殊施工単価表（Vコード単価表）の入力は認めない。入力した場合は、1行につき4ポイント減とする。